

## 地域づくり・まちづくりにおける

## LLP・LLC への期待

戦略調査第一グループ 主任研究員 目黒 義和

### はじめに

現在、我が国においては、財団法人や NPO 法人、株式会社、民法組合（任意組合）などの様々な組織形態が存在し、その種類は 180 をこえているが、組織形態によっては、構成員の要件や資産要件などのハードルがあり、自由に組織形態を選択することが難しくなっている。また、それぞれの組織形態については、その設立や運営、構成員の権利・義務等について法令に細かな規定があり、各組織は、それに沿った形での設立や運営が求められる。

一方、現在、一般の地域住民等が地域づくり・まちづくり活動を行うために選択できる組織形態としては、任意団体のほかは、NPO 法人や株式会社とその代表として挙げられるが、前述のとおり、運営上の規定や組織形態の性格等により、自分たちの志向に沿った柔軟な運営を自由に行えるとは言い難い状況となっている。

このような状況の中、平成 17 年 8 月に施行された「有限責任事業組合契約に関する法律」により「有限責任事業組合」（日本版 LLP）が創設され、また、本年 5 月に施行された「会社法」により「合同会社」（日本版 LLC）という新しい組織形態が位置付けられた。この LLP・LLC は、従来の組織形態と異なり、有限責任と柔軟な運営（内部自治の徹底）などという特徴を備えており、いわば共同事業のための人的な組織形態といえる。

このため、この特性を活かした場合、今までとは違ったアプローチで地域づくりやまちづくり活動の可能性が広がるものと考えられる。ここでは、地域づくり・まちづくり活動における LLP・LLC の期待と可能性を概観したい。

### LLP・LLC とは

近年、経済環境が知識集約型に変化し、特に「人」すなわち組織の構成員の知識や能力が重視されるようにな

っている。このため、組織形態も株式会社のように資本集約型ではなく、構成員の能力・知識をより重視する人的資産重視型の組織形態が求められるようになってきている。

諸外国では、LLP（Limited Liability Partnership：有限責任組合）、LLC（Limited Liability Company：有限責任会社）といった組織形態が制度化されている。この LLP・LLC の大きな特徴としては、「有限責任制」、「内部自治の原則」、「構成員課税」が挙げられる。

「有限責任制」とは、出資者の責任は出資額の範囲に限定されることを意味し、たとえば、組織が大きな損失を計上しても、出資者はこのすべてを負担する必要はなく、自らの出資額の範囲内で責任を負う。

「内部自治の原則」とは、出資者が組織運営を自由に行うことができる原則で、たとえば、他の組織形態では法令で置くことが定められている総会や理事・取締役などの機関を LLP・LLC には置かなくてもよく、株式会社のように出資額に応じなければならない意思決定や利益配分の割合も、一定の手続きにより柔軟に決めることができる。

「構成員課税」とは、パススルー課税ともいわれ、組織が得た損益に対する課税が組織の段階では行われず、その構成員、すなわち出資者が利益の分配を受けた段階でのみ行われることをいう。たとえば、株式会社の場合、会社の利益に対して法人税が課税された上で、さらに株主が受けた配当にも課税される、いわば二段階に課税されるという形となっている。現行の税法では、受取配当金の益金不算入や配当控除という二段階課税を回避するための措置が設けられているものの、完全にこれを回避することはできない。このように「構成員課税」は、出資者にとって有利な形となっている。

そして、前述のとおり、我が国においても、このような性格を備えた組織制度として、「有限責任事業組合」（日本版 LLP；以下、LLP）と「合同会社」（日本版 LLC；以下、LLC）が新たに創設された。

ただし、「有限責任事業組合」（LLP）には、「有限責任制」、「内部自治の原則」、「構成員課税」が適用されてい

るものの、「合同会社」(LLC)には、「構成員課税」の適用はなく、「有限責任制」・「内部自治の原則」が認められている。また、LLCは法人格を有しているのに対し、LLPは法人格がない組合であり、LLCでは社員が1人であっても設立できるのに対し、LLPは組合であるため、契約の当事者は最低2人必要となる等の相違がある。

このほか、LLPとLLC、および、NPO法人や株式会社との相違点等は、図表1のように整理できる。

を行っている。

しかしながら、多様な指向性をもつ地域づくり・まちづくり活動に用いるには一長一短であるとの指摘がみられている。

たとえば、NPO法人の場合は、少額でも出資者に対する利益分配、すなわち営利活動はできず、株式会社も出資割合と、議決権や利益分配の割合が連動するため、特に、地域づくりやまちづくり活動に必要とされる“汗”

図表1 LLP・LLCの特性の比較

組織の種類	LLP (有限責任事業組合)	LLC (合同会社)	NPO法人	株式会社
根拠法律	有限責任事業組合契約に関する法律	会社法	特定非営利活動促進法	会社法
組織の目的・性格	共同で営利を目的とする事業を営むために、有限責任事業組合契約によって成立する組合(26条)	有限責任社員の出資により設立され、商行為を行う法人(576条ほか)	特定非営利活動を行うことを主たる目的として、特定非営利活動促進法の定めるところにより設立されるに法人(2条)	会社法の定めにより株式会社を発行して資本金を集め、それを元手に商行為を行う法人(25条ほか)
法人格の有無	なし(2条)	あり(2条)	あり(2条②)	あり(3条)
営利区分	営利(1条)	営利(5条)	非営利(2条②)	営利(5条)
事業の範囲	商行為(10条)	商行為(5条)	福祉の増進、まちづくり推進、環境保全など法律で規定する13の活動(2条①) *収益事業も可(5条④)	商行為(5条)
事業の専従	規定なし	規定なし	●特定非営利活動は不特定かつ多数のもの利益の増進(2条①) ●収益事業等は特定非営利活動に係る事業に支障がない場合に限る(5条)	規定なし
設立要件	●2人以上の組合員(37条) ●有限責任事業組合契約等の登記(57条)	●1人以上の社員(641条) ●定款等の登記(579条)	●不特定多数の利益の増進(2条①) ●社員資格の消滅について不当な条件をつけない ●役員のうち敬称を受ける者が1/3以下 ●宗教・政治活動を主たる目的としないこと(以上2条②) ●10人以上の社員(12条①) ●行政庁の認可(10条①) ●登記(13条①)	●公証人の定款認証(30条) ●定款等の登記(40条) ●1人以上の取締役(329条)
社員(構成員)と経営(理事・取締役等)との関係	社員(出資者) = 執行者	社員(出資者) = 経営者	社員(会員) = 理事	株主(出資者) = 取締役
社員(出資者)と経営者(業務執行者)が完全一致	社員(出資者)と経営者(業務執行者)が完全一致	社員(出資者)と経営者(業務執行者)は原則一致	社員(会員)と理事(業務執行者)は分離	株主(出資者)と取締役(業務執行者)は分離
構成員の責任限度	出資額を限度とする有限責任(15条)	出資額を限度とする有限責任(580条)	定めなし *団体の財産を限度とした有限責任	株式の引受額を限度とする有限責任(104条)
出資持分の譲渡	原則不可(組合契約書で別段の定め可)(25条)	他の社員の全員の承諾(585条)	出資義務・持分なし(2条ほか)	原則自由(127条)
構成員の議決権	組合契約書の定め(4条)	定数の定め(577条)	平等(30条)(民法65条④準用)	保有株式の数(108条)
構成員の利益分配割合	別段の定め可(33条)	定数の定め(622条)	不可(2条①)	保有株式の数(109条)
運営機関等の規定	定めなし	定めなし	●社員総会(30条(民法60条準用)) ●理事3人以上(15条) ●監事1人以上(15条)	●株主総会(296条①) ●取締役7人以上(329条①)
意思決定	原則全員一致(12条)	原則全員一致(	社員総会の決議(30条)	株主総会の決議(295条①)
別称	構成員全員の共有	法人名義	法人名義	法人名義
設立までの期間	10日間程度	10日間程度	4ヶ月程度	20日間程度
設立に要する費用	0万円程度	10万円程度	0円	24万円程度

## 地域づくり・まちづくり団体におけるLLP・LLCの魅力

前述のとおり、地域づくり・まちづくりを行う場合の組織形態としては、「任意団体」や「NPO法人」、「株式会社」などが挙げられ、各地で様々な組織が多様な活動

や“知恵”などといった点が反映されない。

LLP・LLCは、やる気のある人が集まり、それぞれの持ち味を發揮しながら共同事業を行うことを想定して創設された組織形態である。このため、LLP・LLCの特性を活用することで、今までの組織形態ではできなかった点、不便であった点、難しかった点が解消され、様々な

面で地域づくりやまちづくりの幅が広がるものと考えられる。

ここでは、地域づくり・まちづくりにおける LLP・LLC の活用の魅力についてみてみたい。

#### 出資者と経営者の一体の組織形態（共同事業要件）

LLP・LLC は出資することでその構成員となるが、他の組織形態と異なる点は、共同事業要件<sup>1</sup>が定められている点にある。つまり、構成員全員が何らかの形で業務執行への参加が義務付けられる。したがって、株式会社のように配当のみを目的とした参加（出資）は認められず、構成員全員に“汗”や“知恵”などといった役割分担が求められる。

このように、LLP・LLC の構成員は、これをやりたい等という同じ熱意をもつ者の集合体、いわば“同士”が集まる組織形態といえ、組織全体でパワーを発揮するに適した組織形態といえる。

また、その熱意をもった構成員全員が事業の担い手でもあるため、意識の共有化や意思決定も行いやすいという魅力があるといえよう。

#### 地域への貢献をしながら利益が得られる

NPO 法人は非営利組織であるため、当然に出資者に対する利益の分配をすることはできない。一方、株式会社は、その構成員に対して利益分配が可能であるが、出資割合に応じた分配割合となっている。

これに対し、LLP・LLC は営利組織であるため、利益の分配が可能であり、この利益分配については、LLP・LLC ならではの特性がある。LLP・LLC の利益分配や議決権の割合等については、出資割合によらず、全員の合意で組合契約書等、または定款に定めれば、柔軟な設定が可能となっている。このため、貢献度の高い人に利益の分配を多くすることもできる。このように、LLP・LLC は、特に地域づくりやまちづくりに必要とされる“汗”や“知恵”などといった面を反映することができる<sup>2</sup>。

一方、地域づくり団体やまちづくり団体の中には、株式会社がもつ“営利を追求する組織”というイメージを回避するために任意団体のままでいたりするケースがみられている。ただし、「営利」という言葉は、出資者の利益

の最大化を積極的に追求するというを必ず意味するものではない。このため、皆で汗をかき、少ないながらもそれによって得た利益を分配する等、いわばコミュニティビジネスやワーカーズコレクティブ的な考えでの事業推進を志向する組織に適しているといえよう。

#### 組織設計が自由にできる

株式会社や NPO 法人の場合、法令によっていろいろな規定があり、自分の組織内部のことを自由に決めることはできない。たとえば、取締役または理事、監査役または監事といった役員、総会などの機関を置かななくてはならず、また、その開催手続き等も法令で規定されている。会社法の施行により株式会社の場合は緩やかになっているが、それでも法令の制約はみられる。

これらの規定はガバナンスの観点からみると、運営上、必要な場合が多いが、小規模な組織にとっては、手間やコストを要したり、重要事項の決定がスピーディーにできないなどの指摘もみられている。

LLP・LLC では、取締役または理事などの機関を置かなくてもよく、議決権などの割合も、組合契約または定款に定めたり、社員の同意を得ることによって自由に決めることができる。このため、小規模な人数で共同事業を行う場合は魅力的な組織形態であるといえる。

#### 多様な主体が参画しやすい

LLP と LLC は、様々な能力、経験なども持つ人や法人が集まって共同事業を行うことを想定して作られた組織形態であるため、個人だけに限らず、他の株式会社や NPO 法人等も参加できる。

そして、前述の ~ までの特性を活かすことにより、出資比率に関わらずに、構成員間の対等な関係をつくったり、資金を持っている人や技術・ノウハウ等を持った人等を繋ぐことも可能となる。このように LLP・LLC は様々な主体が参加しやすい、または、繋ぎやすい組織形態といえる。

なお、LLP・LLC の構成員は登記事項（LLP は「有限責任事業組合契約書」を登記する）でもあるため、対外的にも、一般的な提携・連携に比べ、より強固な関係を築くことができる。

#### 設立が簡便

設立が簡便であることも LLP・LLC の魅力といえる。LLP は、様々な能力、経験なども持つ人や法人が集まって共同で事業を行うことを想定して作られた組織体であるため、最低 2 以上の個人または法人で設立できる。一方の LLC については、1 人でも設立することも可能と

<sup>1</sup> LLP では、例外として、定款または社員（出資者）全員の同意によって、一部の社員に業務の執行を委任することができるが、LLP には LLC のような例外は認められていない。

<sup>2</sup> 組合契約書等や定款で特に定めない場合は、原則として出資割合となる。なお、LLP では出資割合と異なる分配割合を採用する場合は、その割合の合理性を明らかにしなければならない（有限責任事業組合契約に関する法律施行規則 36 条）。

なっている。

また、LLP・LLC 設立のプロセスの中で、NPO 法人の場合は必要となる所轄庁の認証や株式会社の場合の「公証人による定款の認証」といった手続きが不要で、登記のみで設立が可能となっている。このため、登記申請から登記の完了までの期間も、概ね 1 週間から 10 日程度と短期で済む。

さらに、LLP 設立の際に最低限かかる実費としては、登録免許税の 6 万円のみで、LLC の場合は登録免許税が 6 万円、定款に貼る印紙代が 4 万円の 10 万円となっている（印鑑の作成費などは別）。

また、株式会社と同様、最低資本金の適用はなく、現物出資も認められている。

このように、LLP・LLC は、設立が簡便であることも魅力といえる。

## 地域づくり・まちづくり団体における LLP・LLC の活用可能性

以上のような LLP・LLC の特性を活かして地域づくりやまちづくり事業を行えば、今までとは違ったアプローチによる地域づくり・まちづくり事業の可能性が広がるものと思われる。

たとえば、利益分配が可能という特性を活かせば、ボランティア的では参画が難しかった企業等をはじめ多様な主体の参画が期待でき、それぞれがもつ資金・資源・知恵やアイデアを有機的に繋げ、新しい事業展開や、より良い事業や活動を行うことも可能となる。何より地域づくりやまちづくり活動に必要とされる“汗”や“熱意”などといったパワーのインセンティブにもなる。

この場合、たとえば、地域の農家が労力と機材を提供し、旅行会社・旅館と一体的に事業を行えば、体験観光・体験農業といった共同事業が可能となる。また、地域住民と環境 NPO、造園会社、飲食店がそれぞれ労力・機材・アイデア、ノウハウ等を出し合って公園の指定管理者となれば、今までとは違った地域に根ざした魅力ある公園づくりと、その管理・運営を行うことも考えられよう。このような事業化は、地域での就業機会の拡大や地元経済への貢献も期待できる。

もちろん、人を動かす力は、金銭的なインセンティブだけに限らず、魅力ある主体に囲まれて働く喜びや自己実現の充足感などの様々な要素がある。やる気のある主体がそれぞれのアイデアやノウハウ、資源等を持ち寄って精力的な共同事業を呼びかければ、より高度なノウハ

ウやアイデアをもつ主体の参画も期待できよう。この場合、出資割合に抛らず議決権や分配割合を構成員の合意により自由に決められるという LLP・LLC がもつ組織運営の柔軟性を活かすことで、目に見えない貢献をこれに反映することができ、また、対等な関係づくりも可能となる。

## おわりに

LLP・LLC は、「有限責任の物的制度」と「無限責任の人的制度」の 2 つのタイプしかなかった我が国の組織制度の中で、欧米で成功している LLP・LLC、すなわち「有限責任の人的制度」を導入し、企業同士のジョイント・ベンチャーや専門的な能力を持つ人材の共同事業などによる起業や創業を促す目的で創設されたものである。このため、もともとは、大企業同士や中小企業同士の連携、ベンチャー企業や中小企業と大企業との連携、異業種の企業同士や産学の連携促進、コンテンツ産業やソフトウェア産業などの専門人材の連携などといった分野・形態が主な活用分野と目されており、このような分野・形態での起業や新しい産業を振興することが想定されていた。

しかしながら、LLP・LLC は“熱意”と“資源”、多様な主体を繋ぐのに適した組織形態であるため、多様な指向性をもつ地域づくりやまちづくり分野での活用も十分にその期待に応えるものと考えられる。

一方で、LLP・LLC 制度は創設間もないこともあり、地域づくり・まちづくり分野での活用は未知数であるとの意見も見られるが、様々なノウハウ・資源・資金を有機的に連携させる組織形態として利用価値が高いものとして注目され、現在、各地で LLP・LLC を活用した取り組みがみられるようになっている。

多様な地域づくりやまちづくりを促進する、あるいは、地域に根ざしたより良い地域づくり・まちづくりを行う上でも、その活用と展開が期待される。